

日本におけるIFRSの対応と適用へのその後の動向

星 野 優 太

要旨：

本稿は、IFRSのこれまでの設定の経緯と日本におけるIFRSの対応と適用へ向けたその後の動きについていくつかの視点から論じている。加えて、デジタル化の進化に関わるIFRSの無形資産の会計について考察した。IFRSは、現在130以上の法域で導入が進んでいる。しかし、日本では強制適用に踏み出せないでいるのが現状だ。米国が国際基準の強制適用に向けて動き出せば、日本は危機感をもって国際会計基準の導入に向けて検討に入らざるを得なくなろう。日本では政界や財界の反対に押されIFRSの導入を見送る可能性が高いが、欧州やアジアで採用が進んでいることで、これ以上導入を引き延ばすことに利点はない。

一方、国際会計基準が早くから注目してきた一つが、「無形資産」に関する規定（IAS38）である。その理由は、無形資産が企業の中長期的な競争戦略の重要な要素として重視されるようになってきたことが挙げられる。日本では、無形資産への投資額が有形資産への投資額をまだ追い越していないようだが、デジタル関連の投資が増えれば、無形資産としてバランスシートに記載する事例も増えるだろう。これらの傾向から研究開発活動や環境会計など、非財務情報への関心が一層高まっていることもIFRSの開示基準に影響を及ぼし、またESGの情報開示基準に向けた国際ルール作りにも少なからず影響を与える。

Keywords：IFRS、IASB、無形資産、非財務情報、ESG

1. はじめに

企業活動のグローバル化、資金調達国際化、外貨建取引の活発化などによって、会計の国際化に目が離せなくなってきた。そこに大きく関わっているのが国際会計基準であり、グローバル資本主義の進展に伴って、会計基準を国際的に統合（コンバージェンス）しようとする動きに繋がっている。現在、IFRS財団の調査によれば、世界130以上の

法域（国または地域）で国際財務報告基準（IFRS）が任意適用を含め要求または容認されているというのが実情である¹。

一方、IFRS適用をめぐるわが国の動きは、世界と比較すると非常に消極的であるようにみえる。以前、2007年8月の共同声明「東京合意」の発表に先立って、国際会計基準審議会（IASB）の当時のデービッド・トゥイーディー議長に「日本は本気で国際会計基準に関わっていくつもりなのか」と迫られたこと

¹ IFRS consortium (2016) を参照。

が思い出されるが、いまだにその域を出ていない。その後、日本は国際基準の受け入れの土壌を整備しつつあったが、相変わらず導入への思い切った進展がなく、このままでは世界から孤立してしまう。2005年に欧州連合(EU)が域内の上場企業に国際基準の強制適用を義務付けたことで、世界経済で欧州の存在感が急速に高まってきた。いまや国際基準を採用する法域(国または地域)は130以上に上り、そのパワーバランスに変化が生じている。IFRSの採用を通じてそれらの国々の影響力がますます強まるなかで、日本はそれをどのように受け止めるべきかその剣が峰に立っているといえよう。

かつて、2009年6月に企業会計審議会は、「我が国における国際会計基準の取り扱いについて(中間報告)」を公表し、コンバージェンスに向けた動きを加速させるとともに、2010年3月期決算より一定の要件を満たす上場企業に対してIFRSの任意適用を認めることとした。そして、予定では2012年に上場企業への適用が義務づけられるか否かの最終判断をし、2015年もしくは2016年には適用の義務化という方向性も打ち出されていた。この頃は、IFRSの導入に向けて企業の意識は急速に高まったかに見えた。

しかし、その後、東日本大震災の発生やアメリカの方針転換などにより、IFRSの適用をめぐる動きに大きな変化が生じた。2011年6月には、当時の自見庄三郎金融担当大臣から「2015年3月期からの強制適用は考えておらず、仮に強制適用をする場合であっても、その決定から5~7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと」とする談話が、金融庁のホームページに掲載され、これによりIFRS適用は後退を余儀なくされたのである。

これまで国際基準の共通化に消極的であっ

た経団連だが、「東京合意」以降は支持するコメントも出し採用に向けて取り組む姿勢を見せている。IFRSの理事会としても、「基準を作っていく段階で日本が議論に加わらなければ、高品質な国際基準の設定に何の影響力も行使できない²⁾」と考えていた。だが、日本は独自の会計基準を作ってきた自負もあり、コンバージェンスの目標時期を明記することさえ抵抗があるようだ。日本独自の考え方を貫いて日本の基準を遵守するのか、それとも国際会計基準を強制適用するのか、あるいは併存して企業に選択させる道を取るのか、国としてもここは思い切って判断するしかない。いつまでも国際会計基準の採用を延期して国内基準を使い続けるわけにもいかないだろう。

IFRSと日本の会計基準との相違点は多く、その適用によって、企業は大きな変革を迫られる。この点については、IFRS導入が日本企業の財務業績にどのような影響を及ぼすのか検証する必要がある³⁾。売上高の計上基準(収益認識)、持ち合い株の評価損益、M&Aに伴う会計処理やのれんの償却、そして投資不動産の時価評価に伴う損益計上など、さまざまな基準の変化が大企業の経営行動に影響を及ぼす可能性がある。とくに「利益」概念の変化には企業業績で大きな影響を受けよう。IFRSが採用するのは「包括利益」である。ここで包括利益は、当期純利益に、保有する株式など有価証券の評価損益と年金の運用(その他有価証券評価差額金)、海外子会社などが保有する金融資産などの純資産の為替レートの変動による価値(為替換算調整勘定)、リスクを抑えるためにおこなう取引で発生する評価金額(繰延ヘッジ損益)を加えたもので評価するという方式だ。日本では、IFRSで成長を図ろうとする積極派と、基準

²⁾ トゥイーディー (2007, p.67)。

³⁾ IFRS導入が日本企業の戦略や財務指標、非財務指標にどのような影響を及ぼすかについては、Hoshino (2017)で検証しているので参照されたい。

の影響を極力抑えようとする慎重派に分かれている。言い換えれば、会計基準の違いに対応して経営面や業績面での変化を活かそうとする積極的な企業と、資産からの変化がはっきり出ないように慎重に対応しようとする企業という2つのグループに分かれることになる。

本稿では、こうした認識を踏まえて、IFRSのこれまでの設定の経緯と日本におけるIFRSの対応の状況と適用へ向けたその後の動きについていくつかの視点から論じてみよう。なお、ここではデジタル化を見すえてIFRSが概念づける無形資産についても考察を加えておこう。

2. IFRSの設立目的と設定の経緯

国際会計基準委員会（IASC）は1973年6月に設立された世界の会計士の代表者から構成される民間の機関である。その後、IASCは国際的調和化を推進するために、新組織に移行し、2001年4月にIASBとして再スタートを切った。そのIASBは、本格的に活動を開始し、新たにIFRSの設定に取り組むこととなった。

そのIFRSは、IASBが公表する国際的な会計基準の総称であり、現在130以上の法域で導入が進んでいるという（表1参照）。すでに述べたように、早くからEUが域内の上場企業にIFRSを強制適用し、米国では証券取引委員会（SEC）がIFRSの強制適用にむけて行程表（ロードマップ）を作成した⁴。これに日本が加わると、世界の株式時価総額の95%を占める国々でIFRSが導入されることになり、その影響力は絶大なものになると予想された。

ところで、1973年に設立されたIASC財団は、その設立目的を次のように定めている⁵。

- (a) 公共の利益を旨として、世界の資本市場参加者およびその他の利用者が適切な経済的意思決定を行うことに役立つように、高品質で、透明で比較可能な財務諸表およびその他の財務報告を要求する、高品質の、理解可能で、かつ実行可能な単一の国際的な会計基準を開発すること、
- (b) 当該会計基準の利用と厳格な適用を促進すること、および
- (c) 各国の国内会計基準と国際会計基準及び国際財務報告基準とを、高い質で融合さ

表1 150法域の地域別IFRS適用状況

	法域数	すべての上場企業にIFRSを要求する法域数（割合）	一部の上場企業にIFRSを容認または要求する法域数（割合）
ヨーロッパ	44	43（98%）	1（2%）
アフリカ	23	19（83%）	1（4%）
中東	13	13（100%）	0（0%）
アジア/オセアニア	33	24（73%）	3（9%）
アメリカ	37	27（73%）	8（22%）
計	150	126（84%）	13（9%）

出所：IFRS consortium (2016) 参照。
Source: Pacter (2017, p.6).

⁴ SEC (2008a).

⁵ IASB (2004).

せること、である。

こうして当初、IASBはこのような目的の下に、その理念を遂行しており、最終的には世界の投資家に透明で高品質かつ実行可能な情報を国際的な会計基準を通じて提供するという役割を果たすことにその使命があると謳っている。ここにIFRSの原点があるといってもいいだろう。いずれにしても、IFRSは企業の投資家向け広報（IR）を変化させてゆく。すなわち、IFRSの究極の目的は、共通の物差しによって企業の業績を比較しやすくすること、投資家や利害関係者が企業の業績を把握しやすくすること、外国人投資家にわかり易くすることで、資金調達の実績を拡大することなどである⁶。IFRSにより、本社は海外企業と財務指標を統一すれば、業務効率の改善にもつながる。そのためには十分な準備が必要で、規制当局、会計基準設定主体、会計士、証券アナリスト、研究者などが相互に協力していく必要がある。

それでは、IFRSがグローバル・スタンダードとして急速に普及していったのは、何故だろうか。それは、(1) 証券監督者国際機構（IOSCO）が、2000年5月に国際的に資金調達を行う企業が使用する財務諸表の作成基準としてIASを承認したこと、(2) 2002年9月に米国の財務会計基準審議会（FASB）がIASBと覚え書きを交わし、お互いに会計基準を一つに収斂することに合意すると、米国が事実上IFRSを支持したと受け止められたこと、(3) 欧州連合（EU）が域内の資本市場の規制を統一することを目的として、2005年1月から域内のすべての上場企業に対してIFRSの適用を義務づけたこと、の3点にある。

ここで、2001年のIASBの活動開始からこれまでの国際会計基準の主な動向の経緯を簡単にみておこう。

- 2000年5月：IOSCOが財務諸表の作成基準としてIASの支持を表明
- 2001年4月：世界的な基準共通化を目指すIASBが発足、IFRSの設定開始
- 2002年9月：IASBと米国基準設定団体が基準共通化で合意（ノーウォーク合意）
- 2005年1月：EUが域内の上場企業に国際会計基準（IFRS）を適用することを義務づけた
- 2007年8月：日本の企業会計基準委員会が2011年6月末までに国際会計基準との全面共通化で合意（東京合意）
- 2008年8月：米国は国際基準義務づけの是非を2011年に決めると発表
- 2009年6月：金融庁がIFRS適用に向けた制度改革の骨子（ロードマップ）を発表⁷
- 2010年4月：日本で上場企業に任意適用が認められる—任意適用第1号は日本電波工業株式会社—
- 2011年5月：米国がIFRS導入の事実上判断を先送り
- 2012年7月：企業会計審議会が「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」を公表
- 2013年3月：会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）創設
- 2013年6月：企業会計審議会が「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を公表。同10月に「任意適用要件の緩和」が可能
- 2015年4月：金融庁「IFRS適用レポート」公表
- 2016年6月：日本再興戦略2016—第4次産業

⁶ 星野（2018, p.58）。

⁷ JFSA (2009).

革命に向けて—公表

2017年6月：未来投資戦略2017—Society 5.0
の実現に向けた改革—公表

2020年6月：日本でIFRS任意適用済会社数が、234社（適用決定会社11社
および適用予定会社11社を含む）となった（東京証券取引所
発表）

こうして、EU諸国の域内で活動する企業はすでにIFRSを適用し、また韓国⁸などの一部のアジア諸国の企業もIFRSを導入してそれに基づいて財務内容を報告することを決めている⁹。一方、インドはIFRSとコンバージェンスするインド会計基準を作成基準としている。また米国証券取引委員会（SEC）も2010年2月に行程表（ロードマップ）の公表を先送りし、2011年5月にIFRSの当面差異をなくすことに注力していくとし、IFRS導入の事実上判断を先送りする声明を発表した。

同様に、日本でもアドプシオンに向けて方針を発表したものの、IFRSの強制適用に対して、国内で慎重論が広がっており、産業界から適用範囲を国際的に事業展開する企業に限定すべきとの意見も出ている。事実、「事業地域が国内だけで、世界の主要市場で資金調達をしない企業にもIFRSが必要かどうか¹⁰」という意見が国内を主たる市場とする企業関係者の間に多い。また、「IFRSはM&Aには便利だが事業の採算管理などには使いにくい¹¹」という問題点を指摘する声もある。つまり、IFRSが時価評価を基準とするために

原価や収益の管理には活用しにくいというのが企業の経理担当者の本音だろう。

ところで、IASBは米国でのエネルギー大手エンロンの破綻（2001年）やワールドコム破綻（2002年）などにより会計不信を招いたことで、ストックオプションを費用とすべきとする公開草案を2002年11月に発表した。また、2002年12月には、利益操作の余地のある「純利益¹²」に代えて、新たに「包括利益」を導入することが提案された。

わが国では、2000年から始まった会計ビッグバンにより会計基準の整備が進められた後、2002年になって、ようやくIFRS導入に向けて検討を開始することになったのである。そして、2009年1月、金融庁からアドプシオンへ向けての方針が発表され、日本でも会計ルールが国際会計基準に統一される見通しになった。これまで日本は国際基準との差異を縮小するかたちで会計の国際化を進めてきたが、今後は国際基準をいつ、どのような形で受け入れるかが焦点となっている。こうして、国際会計基準の統一化へ向けての動きはスピードをさらに増してゆくことになる。

米国SECは2008年11月にIFRSを全面適用するかなどを2011年に最終決定するよう提案していた。これを受けて、日本の金融庁も2009年に、IFRSの導入の是非を2012年には判断すると決定した。ただ、2010年に入って米国の国際会計基準の導入に向けた検討は足踏み状態が続いた。2011年に国際会計基準を強制適用するという判断を示す方針は変えなかったが、拘束力のある行程表（ロードマッ

⁸ 韓国は2010年に59社がIFRSを早期適用し、残る1800社に2011年からIFRSの強制適用を開始したが、資産規模が一定以下の企業については、2013年まで四半期報告書や半期報告書については作成を免除されている。もともと韓国では、97年のアジア通貨危機で国際通貨基金（IMF）から緊急融資を受ける際、企業は「国際会計基準により財務諸表を作成すること」が条件の一つとされたことが、国を挙げて会計の国際化に動かざるを得なかったという経緯がある（『日本経済新聞』2011年2月24日付）。

⁹ Deloitte（2011）を参照。

¹⁰ 『日本経済新聞』2011年6月21日付。

¹¹ 同上。

¹² 日本の立場を考慮して、この純利益の項目はなくなると主張し続けたのが、IFRSを強力に推し進めたIASBのデービッド・トゥイーディー元議長であった。

ブ)の公表を見送った。これは、これまでの米国のIFRSに対する指導的な立場からすればやや後退といわざるを得ないだろう。もちろん、米国SECは、IFRSの早期適用を認める提案を取り下げたものの、単一の高品質なグローバル会計基準が国内の投資家に便益をもたらすこと、そして米国GAAPとIFRSとのコンバージェンスを推進することを継続していくことなどについては確認している¹³。今後も、米国のIFRSの対応への動向は、日本を始めとして諸外国のIFRSの導入に影響を及ぼすことを考えると、それから目を離すことはできない。

3. IFRS が注目される理由とその特徴

欧米の市場で国際会計基準が義務化されれば、日本が独自基準に固執しても立場は弱くなるだけである。一時期、経済パートナーの米国がコンバージェンス(統合)からアドプション(採用)へ大きく舵を切ったことの影響はきわめて大きいものがあった。しかし、米国がいまだはっきりした態度を表明していないことが、日本に強制適用へ踏み出せないでいる論拠となっている。米国が国際基準の強制適用に向けて動き出せば、日本は危機感となって国際会計基準の導入に向けて検討に入らざるを得なくなるであろう。

ここで、米国のIFRS導入に対する姿勢の変化(導入に進むのか、判断を先送りするな

ど見直しに動くのか)が、日本のそして世界の会計関係者に大きな影響を及ぼしていることは間違いない。主要企業・業界団体を対象とした経団連の調査結果でも、現在の任意適用を続けるべきとの意見や、強制適用でも対象企業を限定すべきとの意見が大勢を占めたという¹⁴。2010年以来、いまや、IFRS任意適用してきた上場企業の株式時価総額は、合計で256兆円となり、40%を超えるという¹⁵。これらの企業は、グローバル競争を勝ち抜くためにIFRSの適用を決めた企業だと見ることができる¹⁶(図1を参照)。

さて、国際会計基準が注目される理由には、(1)株式投資や商取引が国や地域を越えて行われていること、(2)売上や利益の計上ルールが異なると、国際間で比較できる判断資料にはならないこと、(3)企業を図る共通のモノサシが採用されることで、企業の評価や信頼性が高まること、などが考えられる。これらはそのまま、メリットにもなるが、その反面、(1)世界の投資家の厳しい評価にさらされる、(2)原則を踏まえて個別の判断が求められる、(3)既存の基準からの新基準へ移行に時間と費用がかかる、などデメリットにもなるだろう。

いま、IFRSの考え方を理解するためにその特徴をあげておこう。それは、(1)原則主義の考え方(会計処理の原則だけを示し、詳細な規定を設けないという主義であること)、(2)貸借対照表の重視(一会計期間のB/Sの

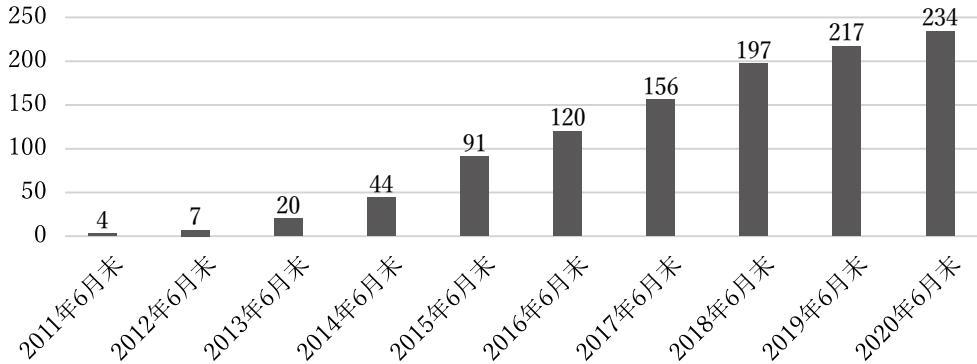
¹³ SEC (2010b).

¹⁴ 金融庁が、日本企業にIFRSの任意適用を認めたのは、2010年3月期であり、その時は日本電波工業1社であった。その後、IFRS適用会社数(非上場企業を含む)は、2012年6月末に7社、2014年6月末に44社、2016年6月末にはその3倍弱の120社になっている。2018年6月末にはその1.5倍強の197社、2020年6月末には234社までになっている(図1参照)。金融庁(2019)「会計基準を巡る変遷と最近の状況」の調査によれば、2019年6月末の上場企業のIFRS任意適用企業の株式時価総額は218.8兆円で、時価総額に占める割合は35.6%であるという。なお、東京証券取引所の調査によれば、近い将来、「適用を決めている企業」と「適用を検討中の企業」を含めると総計374社に上ると発表している。この社数自体は、東証上場企業(3507社)の10.7%に過ぎないが、株式時価総額では48%を占めるまでになるという。『NIKKEI BUSINESS』(2016, p.43)を参照。

¹⁵ 「大企業、国際会計一本に」『日本経済新聞』2020年6月24日付。

¹⁶ 星野(2020)は、IFRS導入が比較的多く海外志向の強い製薬企業についてIFRSベースの財務指標がどのように業績に影響を与えたのか分析している。

図1 日本におけるIFRS適用状況



出所：東京証券取引所の「IFRS適用済み・適用決定一覧」（2020年12月末）および金融庁「会計基準を巡る変遷と最近の状況」（2019年9月3日）から筆者が作成。

変化を企業の業績表とみなし、純利益に保有株式の変動を加えた「包括利益」を開示すること）、(3) 公正価値への移行（公正価値とは秩序ある市場取引に基づく合理的な評価額のこと）、の3点である。ここで包括利益とは、当期純利益に保有有価証券やデリバティブに関わる含み損益の変動分（評価差額）や、外貨換算調整勘定などの期中の変動額を加えたものからなる。IFRSの適用に伴って、この「包括利益」という新しい利益概念が登場したことが大きな特徴といえる。言い換えれば、包括利益は純損益に保有株式や不動産など企業の資産の含み益の変動分を加えたことで、企業グループ全体の業績を総合的に評価・表示することができる。

今後、こうしたIFRS導入が日本企業に与える影響としては、(1) 連結会計のガバナンス、(2) 情報開示強化がもたらす内部統制報告制度の整備、(3) 無形資産の開示の充実、(4) 会計リテラシーの強化、等があげられる。とくに、IFRSに対応するためには業務内容の整備やコンピュータ・システムの改革も併せて行なう必要が出てこよう。

IFRSが日本企業へさまざまな影響を与えていることは確かだが、とくにものづくりの日本の経営にはなじまないとする意見もある。IFRSの思考は、M&Aをする際のデュー

デリジェンス（資産査定）には有効であって、株式の時価変動や為替相場など実際の経営とは直接関係しない市場動向に業績が左右されることとなる。業績に占める本業の利益の比率が相対的に下がり、金融資本の運用に対する比率が上がり、ものづくり経営が揺らぐ可能性は否定できない。情報開示は重要だが、そのことでIFRSが日本の企業経営そのものを変質させていくリスクを考えていかなければならない。

ところで、大企業の会計だけでなく、中小企業の会計にもグローバル化の波が押し寄せている。国際会計基準審議会（IASB）では2003年から中小企業の会計基準が議論されはじめ、2007年2月に中小企業向けのIFRS（国際財務報告基準）の作成を提案し、2009年7月には中小企業版IFRS（IFRS for small and medium-sized entities）を公表した（IASB（2009））。その主な趣旨は、(1) 中小企業は、将来、金融資本市場に参入する可能性を持っていること、(2) 海外子会社などは国際基準により財務諸表を作成する機会も多くなっているため、国際比較を必要としていること、(3) 子会社も1つの会計単位と見なされることから、アカウントビリティ（会計責任）や情報開示への要求がより強くなっていること、等があげられる。

大企業向けのIFRSを採用することは、中小企業にとって事務負担が大きすぎるので、IASBはいわゆるIFRSを簡略化し、35のセクションから編成された国際基準を中小企業に従わせようと考えた。これが、いわゆる非公開企業のためにルールの複雑さを緩和して作成された中小企業版IFRSである¹⁷。事務処理能力の劣る中小企業にとって、IFRS導入のメリットは必ずしも多くはないが、今後グローバル化が進んでいくと、利益分配や税務申告を軸としたものから投資情報としての利益を軸としたものへと変化していくことが要請されてくる。すなわち、中小企業版IFRSは、大企業向けのそれとは別に、小規模事業での必要性や能力に合わせて調整された会計ルールだといえる。

4. 無形資産の重要性と認識

国際会計基準が早くから注目してきた一つに、「無形資産」に関する規定（IAS38）がある。その理由として、無形資産が企業の中長期的な競争戦略の重要な要素として重視されるようになってきたことが挙げられる。文献によれば、ここ40年間の間に無形資産の企業価値が有形資産のそれを逆転しているという調査もある¹⁸。非製造業を含めたデータがまだ少ないので、無形資産が有形資産の価値を逆転したかどうかははっきりしないが、デジタル化などによりここ5年程度の伸び率は確かに無形資産の方が高くなっている。

一方、この1年、コロナ禍の影響により在宅勤務（テレワーク）が広がったことで、オフィススペースを一部閉鎖したり地方に移転したりするなど勤務形態が急変しており、有

形資産の重要性がこのところ急速に低下している。それに対し、固定資産投資支出の合計に占める無形資産の割合が今後数年でさらに上昇することが予測される。

本年、日本の製造業のトップ、トヨタ自動車は、2021年3月期から日本基準から国際会計基準（IFRS）に移行したことが象徴的な出来事となった。トヨタは、いわゆる工場や土地といった有形資産とは別に研究開発やブランド、データ、ソフトウェア、特許といった「無形資産」の項目をオンバランスすることを決めた。4～6月の四半期決算ではそれは総額1兆円を超えている。ちなみに、トヨタは、2016年に米国シリコンバレーに人工知能の研究所「Toyota Research Institute¹⁹」を建設し、アルゴリズム革命とAI技術を先導しようという構想をもっているようだ。これにより、トヨタは多くのAI技術を蓄積してデータセンター化しているが、これも無形資産投資として大きな成果を上げている。

いずれにせよ、無形資産の重要性が増していることは投資家への行動にも影響を及ぼすことは確かである。Haskel=Westlake（2018）は、米国では1900年代半ばに無形資産の投資が有形資産のそれを追い越したことが、生産性や金融システムなど経済活動へ大きな影響を与えたという²⁰。日本では、無形資産への投資額が有形資産への投資額をまだ追い越してはいないようだが、デジタル関連の投資を増やせば、企業の労働生産性は劇的に増加するだろう。これからは、有形資産を多く有する企業よりも無形資産を多く有する企業に投資する方が賢明だとみなされる時代が来ている。たとえば、米ウォルマートは、ここ5年間でソフトウェアやノウハウなどの無形資産

¹⁷ IASB (2009).

¹⁸ 伊藤（2018）は「アメリカのブルッキングス研究所によれば、1978年には企業価値の80%が有形資産と、残りの20%が無形資産と関係していたが、1988年には有形資産が45%、無形資産が55%となり、1998年には有形資産で説明される企業価値のウエートはわずか30%で、無形資産が70%を占めるまでになっている」（p.33）という。

¹⁹ 櫛田（2016, p.63）。

²⁰ Haskel=Westlake（2018）（ハスケル=ウェストレイク（2020, p.34））を参照。

は2倍になり、有形資産に対する比率は約13%高い28.5%となったという²¹。

そこで、以下において、今後、デジタル化が進展するなかで、IFRSが概念づける無形資産について考えてみよう²²。

まず無形資産とは、物理的実体のない識別可能な非貨幣性資産をいい、IAS38では、とくに次の要件をすべて満たすものを無形資産の定義に含むとしている (IAS38.8)。

- (a) 識別可能であること
- (b) 企業が資源を支配していること
- (c) 将来の経済的便益が企業に流入すると期待されること

この定義を満たす無形資産のうち、(a) 資産に起因する経済的便益が企業に流入する可能性が高い、(b) その原価について信頼性を持って見積もることができる、という要件を満たすものは資産に計上することができる (IAS38.21)。

また、無形資産の当初認識後の測定方法としては、有形資産と同様に、原価モデルと再評価モデルの選択適用が認められている (IAS38.72)。

一方、自己創設のれんは、資産として認識

してはならないとされている (IAS38.48)。ただし、研究局面と開発局面とに区別し、研究に関する支出はすべて発生時の費用として認識するのに対し、開発に関する支出は企業が6要件²³をすべて立証できる場合に限り、無形資産として計上できるとする²⁴ (IAS38.57)。

なお、無形資産の償却については、以下のようになっている。耐用年数が有限である無形資産と耐用年数が確定できない無形資産とに区分し、前者については耐用年数にわたって規則的な償却を行い (IAS38.100)、後者については償却を行わず最低年1回の減損テストを行うことが求められる (IAS38.107)。

ところで、これまで、国際会計基準委員会 (IASB) の国際会計基準 (IAS22号) も購入のれん・無形資産については、英国の会計基準審議会が制定する財務報告基準FRS10号²⁵と同様の会計処理を要求していた。当初、IASは自己創設の無形資産についてはその資産計上を禁止していたが、1998年に制定されたIAS38号では、自己創設の無形資産の資産計上に関しても、「将来の経済的便益が発生する可能性」が高く「資産コストを確

²¹ 「米ウォルマート「無形」シフト」『日本経済新聞』2020年9月25日付。

²² この無形資産については、星野 (2012, pp.44-46) に加筆修正を加えたものである。

²³ 6つの要件は以下のとおりである。(a) 無形資産を完成させることが技術的に可能であること、(b) 無形資産を完成させ、使用・売却する意図を有していること、(c) 無形資産を使用・売却する能力を有していること、(d) 無形資産から経済的便益を引き出す手法を特定できること、(e) 無形資産を完成させ、使用・売却するために必要な資源を利用できること、(f) 開発期間中の無形資産に起因する支出について信頼性を持って測定できること。

²⁴ 日本では、研究開発は成功するかどうか予測不可能だから保守的に処理する方が合理的と考え発生時に費用として計上する。これに対し、IFRSは製品化が確実な開発費は資産に計上し、規則的に償却した方が企業の実態に即していると主張する。ただ、開発費を資産計上することで、費用が減りそれだけ利益が増えるために、その分だけ税負担がかさむことになる。

²⁵ このFRS10号 (「のれんと無形資産」) では、3種類のケースで認識要件が分かれる。つまり、(a) 外部から別個に購入された無形資産 (ブランド、新聞発行権、特許権など) は、その「取得原価」で資産計上されなければならない、(b) 買収の一部として取得された無形資産 (特許権など) は、その価値が信頼性をもって測定できるならば、のれんとは別個に資産計上 (時価) されなければならない、そして (c) 自己創設の無形資産 (特定の営業免許、フランチャイズ営業権、輸入割当引受権など) については、「容易に確かめられる市場価値」を有する場合に限って、それを資産計上 (時価) できるとしている (par.14 and par.27)。しかし、かかる (c) の条件をみる限り、ほとんど現実的にはあり得ない厳しい基準を設けて認めており、またFRSは自己創設ブランドの資産計上については否定的であることが窺える (par.65)。なお、FRS10号では購入ブランドのうち無限の有効期間をもつものについては、非償却を認め (par.17)、非償却の合理的根拠を示すとともに (par.58)、毎年減損の見直しを義務づけている (par.37)。Accounting Standards Board (1997) を参照。

実に測定可能」である場合には (par.3)、基本的に認めるとの立場をとったのである。つまり、これは外部から購入したか内製したかを問わず資産計上を認めた点で特徴的な規定となっている。このIAS38号の自己創設無形資産の計上の条件は、(a) 厳しい条件であるが、それを満たした自己創設無形資産は計上を義務化する、(b) 一旦計上された無形資産は再評価を認める、(c) 耐用年数はとくに反証がない限り、20年を上限として償却する、というものである。

そこで、自己創設の無形資産の計上で問題となるのは、「無形資産の要件を満たすこと」と「無形資産として適格であるとした場合の計上時期」である。投資の範囲を研究期と開発期に分けると、無形資産の計上が可能なのは研究開発プロジェクトについてだけである。つまり、「開発期に達した研究開発プロジェクトについては、将来の経済的利益についての確実性にはほぼ確信が持てる場合は、無形資産として適格性を認め開発活動にかかったプロジェクトの原価を集計して無形資産の原価」とするということである。また、この規定にかかわらず、自己創設ブランド、新聞や雑誌の名称、出版タイトル、顧客先名簿などは無形資産としては認められないと明記している (par.36 and par.51)。なお、無形資産の要件は以下のとおりである。すなわち、(a) 資産として分離可能であること、(b) 企業が明確にその資産の管理・処分について裁量権を持っており、さらに営業権とは明確に区別できること、(c) 当該資産により生ずる将来の経済的便益が当該企業に帰属する可能性が高いこと、(d) 資産の原価の集計が確実におこなわれること、にあるとしている。要するに、自己創設ブランドについてはFRS10号でも改訂IAS38号でも容易にオンバランス化

を認めているわけではないのである (pars.42-44 and par.51)。

のれんの償却期間は各国の基準により異なるが、IAS (22号) では、購入のれんは原則として、最長20年とした²⁶ (par.44)。ただし、説得的な証拠がある場合には20年以上で償却可能である (IAS22, pars.50-51)。米国のAPB (意見書17号) は最長40年²⁷、FASB (1999) は最長20年である²⁸。しかしながら、経営者の中には償却による費用負担を避けたいという意向のものも多く、その結果、FASB (142号) では2001年に償却を全面的に禁止し、減損調査法を採用することが決まったという (pars.19-22)。当初、日本の商法では、有償にて譲り受けまたは合併により取得した場合には、のれんを取得後5年内に毎決算期に均等額以上の償却をすべきことを規定していたが、減損テストの規定はなかった (商法第285条ノ7)。現在の会社法では、のれんの償却については明確な規定を設けていないが、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に委ねるということになるので、「企業結合会計基準」が定める20年以内の償却を容認する立場が取られるようになった。それに対して、IFRSでは、資産として認識したのれんについては、規則的な償却を行わず、適切な頻度 (最低年1回) で減損テストが行われる (IAS36.10) のである。

無形資産といえば、一般に特許権やのれんなどが考えられるが、近年、移転価格税制上の無形資産が大きな関心を集めている。とくに、海外で経営活動をおこなう企業などは、そうした移転価格税制上の無形資産の課税範囲を十分理解しておかなければならない。ここでそうした無形資産の範囲は、大きく (1) 特許権、営業秘密などの技術革新に関するもの、(2) 企業経営、営業、生産、研究開発、

²⁶ IAS (1993) No.22.

²⁷ FASB (1970) APB Opinion 17.

²⁸ FASB (1999).

販売促進などの活動によって形成された人的資源に関するもの、(3) プロセス、ネットワーク等組織に関するもの、の3つに分けられる。なかでも、望月(2007)は、上記(2)の人的資源に関するものの範囲を明確にしたことの影響は大きいという²⁹。

ここで移転価格税制³⁰は、次のような事例が問題となる。日本企業が海外子会社に通常の取引よりも安価な価格で資産を販売すれば、海外子会社に利益がたまることになる。それだけ、日本企業の所得が減って国内の納税額が減少する。こうした課税所得の海外移転を防ぐために、子会社との取引を通常価格に戻して課税を調整する仕組みを考えることを移転価格税制という。モノの取引と同様、課税対象となる無形資産の課税範囲を具体的に確定することが重要になってこよう。そのうえで、海外展開する企業は税務リスクを軽減するために、両国の課税ルールを熟知し税務紛争を発生しないよう事前の準備が必要となる³¹。

ところで、企業の中長期的な経営戦略に大きな影響を与えるようになってきた無形資産だが、こうした流れから研究開発活動や環境会計など、いわゆる非財務情報への関心が高まっている。それは、2010年末にIASBがIFRSのなかで企業価値に影響を及ぼす非財務情報の開示を促進することを公表したからにはほかならない。こうした動きのなかで特に注目を集めているのが「統合報告」だろう。統合報告とは、業績を示す財務情報に加えて、環境や社会貢献に関わる非財務情報を併せて

開示しようとするものである。こうして考えると、統合報告は企業の社会的責任(CSR)や投資家向け広報(IR)を含む真のコーポレート・ガバナンスを左右する、いわば企業の価値創造についてのコミュニケーション・プロセスを意味する。統合報告のポイントは、コミュニケーションの本質に関わるものであり、それゆえ自社と社会との関係を広い視野で分析し、中長期的な競争戦略から向上させるという難題が横たわっている。そこには、統合報告書に「何を開示するか」「どう表現すればいいか」を常に考えることが利害関係者にとって重要になってこよう³²。

こうして、企業価値のウエートが有形資産から無形資産へと移行し、さらにESG(環境・社会・企業統治)などの非財務情報へと関心が移ってきていることは確かである。ただ、ESGも概念だけが先行し中身の議論に内容が伴っていないことも気になるころではある。ESGに関して、情報開示の基準や枠組みが多すぎるとの批判が出ていることがそれである。つまり、乱立気味となっているESG情報開示基準を整理することが求められる。このきっかけとなったのが、IFRSの母体組織であるIFRS財団が基準統一に向けた新組織設立の協議文書(協議ペーパー)を発表したことである³³。その協議文書は54の事項について利害関係者からコメントを募っており、さらに提起項目(協議のための質問)として11の質問にも回答するよう求めている。その質問の一部をここに挙げると、「IFRS財団にサステナビリティ情報開示基準を設定

²⁹ 望月(2007, p.474)。

³⁰ 移転価格税制で問題となるのが、日本企業が追徴課税されると、「二重課税」の状態に陥ってしまうことである。これを解決するためには、日本の税務当局に異議申し立てを行うか、海外の税務当局に課税権を話し合う相互協議を申請するかである。一方、企業は無形資産である技術指導料やロイヤルティなどを適正に管理するとともに、移転価格課税を避けるために、グループ内の関連取引を正確に把握すると同時に、関係国の課税ルールを注視していく必要がある。

³¹ 無形資産に関わる移転価格税制の問題については、星野(2018b, pp.77-84)を参照。

³² 統合報告書の定義、目的、内容については、IIRC(2013)(邦訳2014)を参照されたい。

³³ IFRS foundation(2020)。

すべきか」「第31項に列挙したサステナビリティ基準審議会（SSB）が成功のための要件についてコメントまたは追加提案はあるか」「IFRS財団は既存のサステナビリティ情報基準設定の新組織といかに連携すべきか」「SSBは、気候関連リスクに焦点を当てた定義を設けるべきか、それとも幅広い環境要因を考慮すべきか」「開示すべきサステナビリティ情報は監査や外部保証の対象とすべきか」等といったものである³⁴。

一方で、このような見えない資産を可視化することは、企業経営や投資の意思決定に役立つに違いない。また、非財務情報を評価しようとするESG投資が加速することは、リスク調整後の収益向上に役立つことになる。環境だけでなく、人材など見えない費用を測定して利益の再計算につなげることは、将来、ESG情報の開示を通じて人的資本という無形資産にも活用し道を開くものとなるだろう。

5. おわりに

本稿では、IFRSのこれまでの設定の経緯と日本のIFRSの対応と適用へ向けたその後の動きについていくつかの視点から論じてきた。それに加えて、デジタル化の進化に関わるIFRSの無形資産の会計について考察をおこなった。

かくして、コンバージェンスに向けた動きを加速させるとともに、2010年3月期決算より一定の要件を満たす上場企業に対してIFRSの任意適用を認めることとした。当初の予定どおり、2012年中にはその適用方法や

適用時期などの方向性を明確にすべきとの意見が相次いだものの、適用には対象を連結決算に限定すべきとの声が多いとの報道がされている³⁵。それでも、各国の国際会計基準に対する対応は、遅かれ早かれ導入に向けて動いていくこととなろう。これまでの経緯から見て、米国もとくにグローバル企業の間にはIFRSの導入を支持せざるを得なくなっている。米国会計基準の制度変更もIFRSの適用拡大につながる。事実、米会計基準は2017年12月以降に始まる会計年度から、持ち合い株の評価損益を損益計算書に反映させることを義務付けるルールに変更した。いずれにしても、日本にとって、IFRS改訂への影響を強める米国の動向に注意していくことが必要である。

日本の会計基準とIFRSと基準間の差異はなお大きく、今後コンバージェンスからアドプションに向けて大きな努力が必要となるだろう。その一つは、日本基準は利益を重視するのに対し、IFRSは期末の資産価値を重視している点である。また実務面でも、日本基準の「細則主義」とIFRSの「原則主義」との違いも大きいものがある。一方、個々の企業側が問題にするのは、年金³⁶と開発費³⁷の会計処理だ。現在の年金会計では、積み立て不足があっても複数年で段階的に財務諸表に反映できるが、IFRSでは即時に貸借対照表に反映するよう変更することになる。また開発費は、現行の日本基準ではすべて費用として処理されているが、IFRSでは、一定の条件を満たせば資産として計上することになる。これは経費を厳しく見積もる日本企業には厳しい基準となろう。

³⁴ *Ibid.*, pp14-15. (訳文pp.19-20)。

³⁵ 『日本経済新聞』2012年2月29日付。こうした企業側の慎重姿勢については、2011年6月に自見庄三郎金融相が、金融庁のホームページ上で適用を決定した場合でも「5年から7年程度の準備期間が必要」との慎重な見解を発表したことで強くなり、いっそう見直しの気運が高まっている。

³⁶ 現行基準では、簿外にある積み立て不足も連結だけ開示で単独は未開示となっている。積み立て不足が大きく、自己資本の不足がちな企業では信用面で影響が出る可能性があり、とくに配当や銀行取引に影響が出るだろう。

³⁷ 開発費については、第4節の無形資産の開発に関する支出のところで論じた。その項を参照されたい。

いづれにせよ、企業が海外展開をする以上、「国際的に統一した高品質な会計基準をつくること、資本市場の発展に欠かせない」(トゥイーディー IASB元議長) というのが、今後の会計国際化への共通のスタンスとなっていこう。ただ、中小企業にとって会計上の影響は無視し得ないので、運用面で何らかの措置を講じる必要は出てくる。

IFRSの適用のメリットは、海外からの資金調達の活発化と、グループ経営の効率化が実現できることが挙げられる。逆に、IFRS適用のデメリットは、世界の厳しい投資家の目にさらされることと、グループ企業の経理や業務を統一することによるコスト高に直面することである。

一方、IFRS適用に対し、一部の製造業と中小企業団体などに「財務業績への影響が大きい」ということで反対論が根強くあることも事実である。また、経済産業省の官僚や政治家の一部に、IFRSの強制適用に難色を示すものが少なからずいることも確かである³⁸。いまのところ、日本では政界や財界の反対に押されIFRSの導入を見送る可能性が高いといわれているが、欧州やアジアで採用が進んでいることで、これ以上導入を引き延ばすことに利点はないといえよう。

References

Accounting Standards Board (1997), *Financial Reporting Standards No.10, Goodwill and Intangible Assets*, ASB, December.

Barth, Mary E. (2008), "Global Financial Reporting: Implications for U.S. Academics", *The Accounting Review*, Vol.83, No.5, September.

Defelice, Alexandra and Matthews G.

Lamoreaux (2010), "No IFRS Requirement Until 2015 or Later Under New SEC Timeline", *Journal of Accountancy*, February 24.

Defelice, Alexandra (2010), "Schapiro, SEC Staff Want Companies to Have Ample Time for IFRS Adoption", *Journal of Accountancy*, December 6.

Deloitte (2011), "Accounting Standards Updates by Jurisdiction-Korea", *IAS PLUS*, March, (<http://www.iasplus.com/country/korea.htm>)

Financial Accounting Standards Board (1970), *APB Opinion 17: Intangible Assets*, FASB. *Original Pronouncements 1999/2000*.

Financial Accounting Standards Board (1999), *Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Business Combinations and Intangible Assets*, September.

Haskel, Jonathan, Stian Westlake (2018), *Capitalism without Capital: The Rise of the Intangible Economy*, Princeton University Press.

(ジョナサン・ハスケル＝ステイアン・ウェストレイク (2020) 『無形資産が経済を支配する』 東洋経済新報社)

Hoshino, Y. (2017) "Effect of IFRS Adoption on Corporate Performance Measurement: Analysis of Japanese Manufacturing Companies," *Universal Journal of Accounting and Finance*, 5(4):78-90.

IFRS Foundation (2020), *Consultation Paper on Sustainability Reporting-September 2020*, IFRS.

(IFRS 財団 (2020) 「サステナビリティ報告に関する協議ペーパー」 IFRS)

³⁸ 東京財団政策研究 (2010) は、「現在の上場企業強制適用の決定スケジュールを直ちに白紙に戻すべき」「IFRSの強制適用は不要」だとしてIFRS導入に反対の立場からの提言をおこなっている。

- International Accounting Standard Board (2004), *2004 International Financial Reporting Standards (IFRS)*, International Accounting Standards Committee Foundation (IASCF) Publications Department.
- International Accounting Standard Board (2009), *2009 IFRS for small and medium-sized entities*, International Accounting Standards Committee Foundation (IASCF) Publications Department.
- International Accounting Standard Committee (1993), *International Accounting Standard No.22, Business Combinations*, IASC, (revised July 1998).
- International Accounting Standard Committee (2004), *International Accounting Standard No.38, Intangible Assets*, IASC, (revised March).
- International Integrated Reporting Council (IIRC) (2013), *The International <IR> Framework*, December 2013.
(国際統合報告フレームワーク日本語訳 March 2014)
(<https://integratedreporting.org/wp-content/uploads/2015/03/13-12-08-THE-INTERNATIONAL-IR-FRAMEWORK-2-1.pdf>)
- Japan Financial Services Agency (JFSA) (2009), "Application of International Financial Reporting Standards (IFRS) in Japan (Summary)", Tentative and unofficial summary by JFSA Staff, June 12.
- Pacter, Paul (2017), *Pocket Guide to IFRS® Standards: the global financial reporting language*, IFRS Foundation.
- SEC (2008a), *Roadmap for the potential use of financial statements prepared in accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. issuers* (<http://www.sec.gov/rulus/proposed/2008/33-8982.pdf>)
- SEC (2008b), SEC Roadmap for Transition to IFRS Available, *Journal of Accountancy*, November 16, 2008.
- SEC (2010a), SEC Approves Statement on Global Accounting Standards, (*FOR IMMEDIATE RELEASE* 2010-27), February 24.
- SEC (2010b), Commission Statement in Support of Convergence and Global Accounting Standards, (Release No. 33-9190; 34-61578), February 24.
- Tsakumis, George T., David R. Campbell SR. and Timothy S. Douplik (2009) "IFRS: Beyond the Standards", February. *Journal of Accountancy*, February.
(<http://www.journalofaccountancy.com/issues/2009/Feb/IFRSBeyondtheStandards.htm>)
- IFRS consortium (2016) 「世界のIFRS適用状況」2009-2021.
(<https://ifrs.ne.jp/about/index.php>)
- 伊藤邦雄 (2018) 『新・現代会計入門』日本経済新聞社.
- 金融庁 (2019) 「会計基準を巡る変遷と最近の状況」(9月3日).
- 櫛田健児 (2016) 『シリコンバレー発 アルゴリズム革命の衝撃』朝日新聞出版.
- デービッド・トゥイーディー (2007) 「日本市場は国際基準の受け入れを」『Nikkei Business』11月26日号.
- 東京財団政策研究 (2010) 『日本のIFRS (国際財務報告基準) 対応に関する提言』東京財団.
『日本経済新聞』2011年2月14日付、2011年6月21日付、2012年2月29日付、2020年6月24日付、2020年9月25日付.
- 田村賢司 (2016) 「適用する企業が急増「打って出る」からIFRS」『NIKKEI BUSINESS』8月22日号.

- 橋本尚・山田善隆（2009）『IFRS会計学 基本テキスト』中央経済社.
- 星野優太（2012）「会計の国際化とIFRS導入の影響について」『国際地域経済研究』13号.
- 星野優太（2018a）「日本の製薬企業13社に対するIFRS任意適用の影響—指標比較による財務分析—」『国際経営論集』56号.
- 星野優太（2018b）「無形資産の課税範囲と移転価格税制」名古屋市立大学会計人会編著『平成30年度特別講座Ⅴ 租税制度と実務』（名古屋市立大学）.
- 星野優太（2020）「日本の製薬企業における医薬品市場の変化と買収—IFRS導入に及ぼす影響—」『国際経営論集』59号.
- 望月文夫（2007）『日米移転価格税制の制度と適用—無形資産取引を中心に—』大蔵財務協会.

Subsequent Trends toward the Response and Adoption to IFRS in Japan

Yuta Hoshino

Abstract

This paper discusses the history of the establishment of IFRS and the subsequent trends toward the response and adoption to IFRS in Japan from several perspectives. In addition, we considered IFRS provisions for intangible assets related to the evolution of digitalization. IFRS is currently being introduced in more than 130 jurisdictions. However, the current situation is that it has not been adopted in Japan. If the United States moves toward the adoption of international standards, Japan will have to consider adopting international accounting standards with a sense of crisis. There is a high possibility that the adoption of IFRS will be postponed in Japan due to opposition from the political and business circles, but with the progress of adoption in Europe and Asia, there is no advantage in extending the adoption any further.

On the other hand, one of the early attentions of international accounting standards is the provision (IAS38) on “intangible assets”. The reason is that intangible assets have come to be emphasized as an important element of a company’s medium and long-term competitive strategy. In Japan, investment in intangibles is still smaller than investment in tangibles, and more digital-related investments will increase the chances of being listed on the balance sheet as intangibles. The increasing interest in non-financial information such as R & D activities and environmental accounting due to the increasing trend of intangible assets also affects the disclosure standards of IFRS. It also has a considerable impact on the creation of international rules for ESG information disclosure standards.

Keywords: IFRS, IASB, Intangible Assets, Non-Financial Information, ESG

JEL Classification: M41